

旅館業（簡易宿所営業）

調査年月日	令和 年 月 日()	調査員氏名		
申請の区分	新築・用途変更・名義変更・増築・改築			
申請者住所・氏名				
営業所所在地・名称				
構造	造	設備	等の基準	適否
1	客室の延床面積は33m ² 以上 ただし33m ² 未満の場合、3.3m ² に宿泊人数（2人以上）を乗じた面積以上であること。			(施行令第1条第2項第1号)
2	階層式寝台を有する場合には、上下段の間隔はおおむね1m以上			(施行令第1条第2項第2号)
3	玄関帳場又はこれに類する設備 又は次の要件を満たす代替設備 1) 求めに応じて、通常おおむね10分程度で職員等が駆けつけることができる体制 2) ①又は②のいずれかの方法により宿泊者の本人確認や宿泊者以外の出入りの状況の確認 ① ・ビデオカメラ等により、宿泊者の本人確認を常時鮮明な画像により実施 ② ・宿泊者の顔及び旅券が画像により鮮明に確認 ③ ・ビデオカメラ等により、出入りの状況の確認を常時鮮明な画像により実施 ④ ・自動チェックイン機器等を通じた本人情報（氏名、住所、連絡先等）の確認・照合 ⑤ ・自動チェックインの状況を顔を判別できる角度で録画 ⑥ ・自動チェックイン機器等による本人確認を受けた者に交付した鍵がなければ宿泊者専用区域に出入りできない構造 ⑦ ・出入りの状況を顔を判別できる角度で録画 3) 鍵の受渡しを適切に行うことができる			
4	適当な換気、採光、照明、防湿及び排水設備			(施行令第1条第2項第3号)
5	近接して公衆浴場がある場合を除き、宿泊者の需要を満たす入浴設備 脱衣場を設ける場合需要を満たす広さ、衣類かご等衣類保管設備 浴室 (県条例第6条第2号) 入浴者の利用に供する湯栓、水栓設置 洗い場設置の場合、洗い場床面から浴槽上縁まで5cm以上 打たせ湯、シャワーは循環温水・循環水を用いない 気泡発生装置等を設置する場合、空気の取入口から土ぼこりが入らない構造 屋外の浴槽水が屋内の浴槽水に混入しない構造			(県条例第6条第1号)
6	ろ過器を設置する 循環式浴槽 (県条例第6条第3号) 砂式ろ過器で1時間当たりのろ過能力が浴槽の容量以上かつろ材は十分逆洗できるもの ろ材がこれによりがたい場合、清掃消毒が容易に行うことができるもの 集毛器を循環水がろ過器に入る前に設置 浴槽水の消毒装置を循環水がろ過器に入る直前に薬剤注入するよう設置 浴槽水の補給口は浴槽の底部に近い部分に接続又は微小な水粒の発生防止構造 *			

	サウナ室 (県条例第6条第4号)	出入口の扉に室内の全部を見通せる窓の設置 室内の見やすい場所にブザー等非常用設備	
6	洗面設備	(施行令第1条第2項第5号)	
7	適当な数の便所	(施行令第1条第2項第6号)	
	便所に手洗設置、くみ取りの場合には、防臭設備の設置	(県条例第4条第2項第4号)	
8	学校等から周囲おおむね100m以内の区域内にある場合、見通せない構造 (衛生管理要領Ⅱ第2の8により準用する第1の34)		
9	定員は、1客室の有効面積1.65m ² につき1人	(県条例第4条第2項第1号ウ)	
10	寝具類は定員以上あり、寝衣等は客ごとに洗たくした物を使用	(県条例第4条第2項第2号)	
11	洗面所は清潔に保持し、湯及び水は飲用に適する	(県条例第4条第2項第3号)	
12	客室等にくず入れ容器を備える	(県条例第4条第2項第5号)	
<ul style="list-style-type: none"> * ろ過器毎日1回以上逆洗浄等かつ遊離残留塩素濃度5～10mg/Lの塩素水で消毒。(珪藻土式ろ過で毎日完全換水は除く。) * 浴槽水は2月に1回以上レジオネラ属菌の水質検査。(珪藻土式ろ過で毎日完全換水は除く。) * 浴槽水は塩素系薬剤で消毒し、0.4mg/L以上遊離残留塩素濃度保持。 			